

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学大学院文学研究科規程 (昭和28年達示第6号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p>
<p>京都大学大学院教育学研究科規程 (昭和28年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p>
<p>京都大学大学院法学研究科規程 (昭和28年達示第8号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 他の研究科の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、学年の初めに、指導教授(法曹養成専攻にあつては、専攻長)の承認を得て、研究科長の許可を願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 他の研究科等の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、学年の初めに、指導教授(法曹養成専攻にあつては、専攻長)の承認を得て、研究科長の許可を願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p>
<p>京都大学大学院経済学研究科規程 (昭和28年達示第9号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、学年の初めに願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p>

改正前	改正後
<p>京都大学大学院理学研究科規程 (昭和28年達示第10号)</p> <p>(前略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日に理学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日に理学研究科長に願い出なければならない。</p>
<p>京都大学大学院医学研究科規程 (昭和30年達示第17号)</p> <p>(前略)</p> <p>第8条 通則第44条第1項又は第53条の7第1項の規定により他の研究科の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに医学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>2 他の研究科の科目の学修及び他の研究科において受ける研究指導については、当該研究科の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>	<p>第8条 通則第44条第1項又は第53条の7第1項の規定により他の研究科等の科目を学修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに医学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>2 他の研究科等の科目の学修及び他の研究科において受ける研究指導については、当該研究科等の定めるところによる。</p>
<p>京都大学大学院薬学研究科規程 (昭和28年達示第11号)</p> <p>(前略)</p> <p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに薬学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに薬学研究科長に願い出なければならない。</p>
<p>京都大学大学院工学研究科規程 (昭和28年達示第12号)</p> <p>(前略)</p> <p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、工学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p> <p>(後略)</p>	<p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、工学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>2 } 3 } (同左) 4 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学大学院農学研究科規程 (昭和28年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日に願い出なければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日に願い出なければならない。</p>
<p>京都大学大学院人間・環境学研究科規程 (平成3年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに人間・環境学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに人間・環境学研究科長に願い出なければならない。</p>
<p>京都大学大学院エネルギー科学研究科規程 (平成8年達示第15号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までにエネルギー科学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までにエネルギー科学研究科長に願い出なければならない。</p>
<p>京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科規程 (平成10年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までにアジア・アフリカ地域研究科長に願い出なければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までにアジア・アフリカ地域研究科長に願い出なければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学大学院生命科学研究科規程 (平成11年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに生命科学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学大学院地球環境学舎規程 (平成14年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに地球環境学舎長に願い出なければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学大学院公共政策教育部規程 (平成18年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 他の研究科の授業科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長の許可を願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学大学院経営管理教育部規程 (平成18年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第53条の7第1項の規定により他の研究科の科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長に願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに生命科学研究科長に願い出なければならない。</p> <p>第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに地球環境学舎長に願い出なければならない。</p> <p>第6条 他の研究科等の授業科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長の許可を願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>第7条 通則第53条の7第1項の規定により他の研究科等の科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長に願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</p> <p>附 則 この規程は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p>